熊本県告示第 180 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年2月26日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 2 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路 の 種類	路	線	名	区	域	変	更	す	る	区	間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
	玉立		名記線	玉名市大字月田字前田				31番1地先から		前	6.0 ~ 11.0	160.0			
主要地方道				日	所	F	ੜ	字	J1 H 1 7	E) L(V · · ·)	341	6.0 ~ 11.0	160.0	工事用迂回路	
				同	yr i		司 字		37 番地先		也先まで	後	6.0 ~ 12.0	145.0	

2 区域変更する期日 平成15年2月26日

熊本県告示第 181 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 2 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 2 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供	用	開始	す	る	区	間	延 長 (メートル)	備	考
主要地方道	玉名立花線	玉名市大 同 所		字前田司 写	Ž.	Í		1 地先から番地先まで	160.0	工事迂回	用路

2 供用開始する期日 平成15年2月26日

熊本県告示第 182 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 2 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 2 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路	線	名	供 用 開 始 す	る区間	延 長 (メートル)	備考
一般国道	5 () 1	号	熊本市中原町字古堂熊本市中島町字三反田	624番1地先から	311.0	国道改
					1283番1地先まで		

2 供用開始する期日 平成15年2月28日